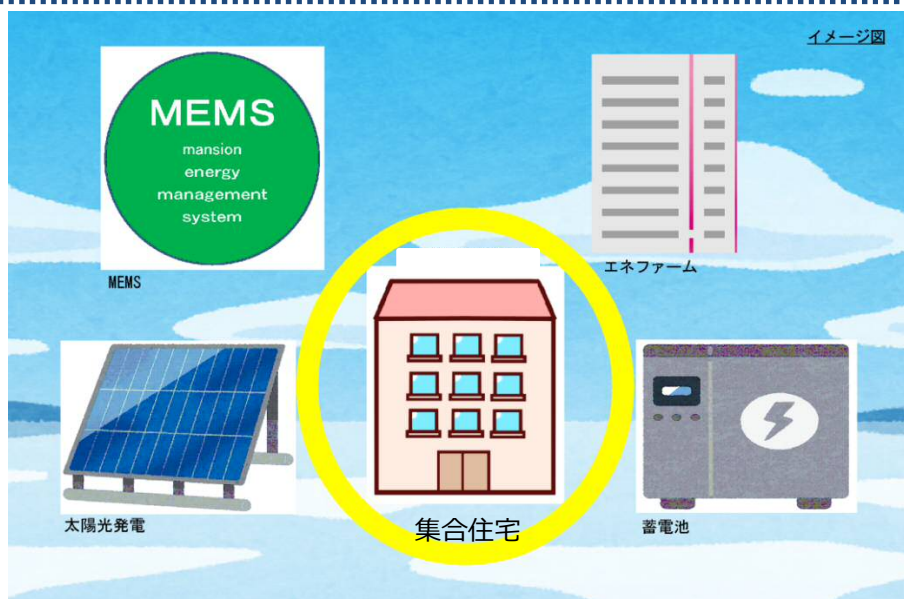


令和3年度 浜松市 スマートマンション 整備促進事業費補助金

浜松市では、集合住宅に創エネ・省エネ・蓄エネ設備を導入する建設事業者、管理組合等の皆様へ、設備導入費に対する補助を行っています。



○ 補助対象設備及び補助金額

対象設備	設置場所	補助額
MEMS※	共用部	工事費・設備費の 1/3 (上限 1,000 万円)
太陽光発電設備	専有部	25,000 円/戸 (上限 25 万円)
	共用部	6,000 円/kW (上限 24 万円)
エネファーム	専有部	80,000 円/件
	共用部	100,000 円/kW (上限 90 万円)
蓄電池	専有部	20,000 円/kWh (上限 100 万円)
	共用部	20,000 円/kWh (上限 400 万円)

※ MEMS : マンション・エネルギー・マネジメント・システム

※ 太陽光発電の単独設置は補助対象とはなりません。

※ 太陽光発電の全量売電は補助対象となりません。

○ 全体予算額 424万円

<裏面へ>

○ 補助要件

(1) 次の①～③に該当するもの

- ① 対象設備を設置する集合住宅の全戸の所有権を有する者又は管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあつては、当該集合住宅の建築事業者とする。）
- ② ①に掲げる者のほか、対象設備を所有するもの（①に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）
- ③ ①及び②に掲げる者のほか、①に掲げる者とエネルギー管理支援サービスに係る契約を締結し、かつ、②に掲げる者とリース契約又は割賦販売の契約を締結しているもの（①及び②に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行う場合に限る。）

(2) 市内に事業所又は住所を有する場合、市税を完納していること

○ 受付期間・受付時間

令和 3 年 4 月 15 日(木)～令和 4 年 1 月 31 日(月)

※ 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く。）

※ 受付は先着順で行い、合計額が予算の上限に達した日又は令和 4 年 1 月 31 日(月)までのどちらか早い日で終了します。

○ 申請書類・申請方法

浜松市ホームページに掲載されている交付要綱をご確認ください。

[浜松市公式 WEB サイト](#)→[創業・産業・ビジネス](#)→[エネルギー](#)→[浜松市のエネルギー政策](#)

※ 申請を検討される方は、エネルギー政策課までお問い合わせください。

※ 設置工事着手予定日の 30 日前までに交付申請書等の提出が必要です。

浜松市 産業部 エネルギー政策課（市役所本館 6 階）

住所：〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

電話：053-457-2502 FAX：050-3730-8104

E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp